

こどもエコクラブ活動促進事業助成要領

第1 目的

子どもたちの自主的な環境保全活動の実践を促すため、全国組織であるこどもエコクラブへの登録を促進するとともに、子どもたちのエコクラブ活動を支援することで福井県における子どもたちの環境保全活動を全国に発信することを目的とする。

第2 助成先

次のとおりとする。

- (1) 全国こどもエコクラブ登録団体であり、エコクラブ活動を実施している団体
- (2) 全国こどもエコクラブが主催する「全国エコ活コンクール」の県代表として、「こどもエコクラブ全国フェスティバル」に参加する団体

第3 助成対象事業

- (1) エコクラブ活動を実施する際に係る材料費および消耗費
- (2) 「全国エコ活コンクール」の県代表として、「こどもエコクラブ全国フェスティバル」に参加するために要する費用の一部

第4 助成額

- (1) エコクラブ活動助成金
1万円上限
- (2) 「こどもエコクラブ全国フェスティバル」参加助成金
こどもエコクラブメンバー（子ども）2名、サポーター（指導者）1名分の交通費負担額の1/2（特別賞受賞クラブを除く）

第5 助成申請件数の枠

- (1) エコクラブ活動に係る助成
 - ① 各年度10団体程度
 - ② 予算に達した時点で終了
 - ③ 申込先着順
- (2) 「こどもエコクラブ全国フェスティバル」参加に係る助成
 - ① 全国こどもエコクラブ事務局から「全国エコ活コンクール」の県代表として認められた団体

第6 助成の申請

エコクラブ活動に係る材料費および消耗品費についての申請は、環境ふくい推進協議会が指定する期日までに実施計画書（様式第1号）を環境ふくい推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出する。「こどもエコクラブ全国フェスティバル」参加に係る申請は、「こどもエコクラブ全国フェスティバル」の開催日1か月前までに実施計画書（様式第1号）を会長に提出する。

第7 助成の決定

会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を申請者に通知（様式第2号）する。

第8 実施の報告および請求

事業が終了した場合、実施報告書（様式第3号）と請求書（様式第4号）を会長に提出するものとする。

第9 「こどもエコクラブ全国フェスティバル」参加に係る助成の請求

「こどもエコクラブ全国フェスティバル」開催日の2週間前までに請求書（様式第5号）を会長に提出する。

第10 その他

この要領に定めるもののほか当事業の実施に関し必要な事項は、事務局が指示するものとする。

(附 則)

この要領は、平成24年10月24日から施行するものとする。

この要領は、平成25年3月1日から施行するものとする。

この要領は、平成27年5月12日から施行するものとする。

この要領は、平成29年2月17日から施行するものとする。

この要領は、令和3年4月1日から施行するものとする。